

**参考資料4** 市場化テストのモデル事業の進捗状況について

- 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 . . . . . 1
- 国民年金保険料の収納事業 . . . . . 5
- 年金電話相談センター事業 . . . . . 6

## 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業 (市場化テストのモデル事業)

### ○ 目的

未適用事業所を把握することから加入させるまでを包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、適用を図ること。

### ○ 対象事業

未適用事業所の把握、加入促進、事業報告書の作成までの業務を包括的に委託することとし、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・手法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

### ○ 対象地区

東京地区 (港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所)  
福岡地区 (南福岡社会保険事務所、久留米社会保険事務所)

## ○ 受託者等

東京地区 受託者:東京都社会保険労務士会  
所在地:東京都新宿区新小川町8-9  
代表者:会長 金田 修  
設 立:昭和53年11月  
社会保険労務士法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法定団体

福岡地区 受託者:(株)アイ・シー・アール  
所在地:愛知県名古屋市千種区仲田2-15-8NTビル8階  
代表者:代表取締役 今井 昭治  
設 立:昭和57年5月  
強制執行の立ち会い、現地調査を行っている企業

## ○ 事業実績

東京地区 事業開始年月日:平成17年6月14日  
事業実績:別紙1のとおり

福岡地区 事業開始年月日:平成17年6月3日  
事業実績:別紙2のとおり

## 東京都社会保険労務士会

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について  
【東京地区：平成17年6月～7月実績報告：累計】

1. 対象地区：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所、足立社会保険事務所管轄地域（港区、渋谷区、足立区）

2. 事業概要

（未適用事業所の把握業務）

①NTTタウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステム（WM）による適用事業所か否かの確認。

②会員より報告があった適用対象事業所の把握。

（加入促進業務）

③巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①目視・WM等による確認を行った事業所数	②①による確認を行ったうち適用対象事業所数	③会員より報告があった適用促進対象事業所数	④適用促進対象事業所数(②+③)	⑤巡回説明を実施した事業所数	⑥適用となった事業所数	⑦適用となった被保険者数
港 地 区	1,423 件	736 件	83 件	819 件	(10) 10 件	10 件	34 人
渋谷地区	701	278	100	378	(4) 4	4	18
足立地区	803	394	106	500	(0) 0	0	0
合 計	2,927	1,408	289	1,697	(14) 14	14	52

〔記入上の注意事項等〕

- ①欄は、適用促進対象事業所の選定にあたって、目視・WM等による確認を行った事業所数。
- ②欄は、①欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数。
- ③欄は、会員より報告があった適用促進対象事業所数。
- ④欄は、②欄の目視・WM等による確認を行った事業所数のうち適用促進対象事業所数及び会員から報告があった適用促進対象事業所数。
- ⑤欄は、社会保険労務士等により巡回説明を実施した事業所数（訪問数：事業主不在等を含む。）。また、（ ）内は、実際に加入勧奨（説明）を実施した事業所数を再掲。なお、1事業所に対して複数回実施（訪問）した場合は、1回につき1事業所として計上。
- ⑥欄は、加入勧奨を実施した事業所のうち、適用に至った（新規適用の事務処理を行った）事業所数。
- ⑦欄は、⑥欄に計上した事業所に係る新規適用時の被保険者数。

厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業委託業務（市場化テストモデル事業）の実施状況について  
【福岡地区：平成17年6月～7月実績報告：累計】

1. 対象地区：福岡社会保険事務局管内のうち南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所の管轄地域（以下、当該報告書において、「A地区：福岡市南区、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫郡」「B地区：久留米市」「C地区：甘木市、筑紫野市、朝倉郡」「D地区：八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三瀬郡、八女郡」とする。）

2. 事業概要

[未適用事業所の把握業務]

- ①NTT タウンページ情報の活用により事業所情報を取得し、社会保険オンラインシステム（WM）による適用事業所か否かの確認。
- ②事業所への現況照会文書の送付。
- ③事業所への電話による現況等の確認。

[加入促進業務]

- ④巡回説明の実施。

3. 適用促進実施状況

区 分	①. WMによる確認事業所数	②. 文書送付事業所数	③. 電話聴取事業所数	④. 巡回説明事業所数	⑤. 適用となった事業所数	⑥. 適用となった被保険者数
A地区	175 ( 93 )	50 ( 50 )	41 ( 41 )	25 ( 25 )	0	0
B地区	111 ( 41 )	16 ( 16 )	14 ( 14 )	9 ( 9 )	0	0
C地区	42 ( 18 )	14 ( 14 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0	0
D地区	36 ( 17 )	11 ( 11 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0	0
合 計	364 ( 169 )	91 ( 91 )	55 ( 55 )	34 ( 34 )	0	0

注1：①欄の（ ）内は、WMによる確認を行った事業所のうち適用済であることが確認できなかった事業所数。

注2：②欄、③欄、④欄の事業所数は当月に実施した延べ事業所数。なお、（ ）内は、当月に実施した実事業所数。

## 国民年金保険料の収納事業 (市場化テストのモデル事業)

### ○ 目的

国民年金保険料の収納事業のうち、所得情報に基づく強い公権力の行使にあたる強制徴収や免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、収納率の向上を図ること。

### ○ 対象事業

未納者に対する①国民年金保険料の納付督促業務、②被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務、③口座振替の獲得業務、④記録の管理及び報告業務を包括的に委託し、いかに効率的・効果的に実施するかという手段・手法については、現行法の範囲内において受託者の提案に委ねるものとする。

### ○ 対象社会保険事務所

- ・ 弘前社会保険事務所(青森)
- ・ 足立社会保険事務所(東京)
- ・ 熱田社会保険事務所(愛知)
- ・ 大阪社会保険事務局平野事務所(大阪)
- ・ 宮崎社会保険事務所(宮崎)

### ○ 実施期間

平成17年10月～平成18年9月末

### ○ 当面のスケジュール

平成17年8月31日	入札(企画書提出期限)
9月 7日	評価委員会
9月 9日	落札(業者決定)

## 年金電話相談センター事業（市場化テストのモデル事業）

### ○ 目的

年金電話相談センター事業について、年金電話相談センターに寄せられる年金相談への対応等を包括的に市場化テストのモデル事業として実施し、サービスの向上を図ること。

### ○ 対象事業

電話により年金電話相談センターに寄せられる年金相談への対応、各種届出用紙等の送付依頼の受付及び事業報告書の作成までを包括的に委託し、いかに効率的、効果的に実践するかという手段・方法については、現行法の範囲内において、受託者の提案に委ねるものとする。

### ○ 対象年金電話相談センター

- ・ 茨城年金電話相談センター
- ・ 広島年金電話相談センター

○ 受託者等

茨城年金電話相談センター

受託者：アシスト(株)  
所在地：東京都千代田区神田西福田町4-1  
代表者：江黒 英勝  
設立：昭和63年4月  
テレマーケティング業務を行なっている企業

広島年金電話相談センター

受託者：日本マルチメディアサービス(株)  
所在地：千葉県浦安市入船1-5-2  
代表者：北村 健二  
設立：平成6年6月  
コールセンター業務を行なっている企業

○ 実施期間

平成17年10月3日から平成18年9月30日まで